

3. 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会、第261条あるいは第263条のもとで世界記録として承認のために申請された記録においては、スターティング・ブロックはIAAFが承認したスタート・インフォメーション・システムと連結していなければならない。このシステムは他の競技会においても強く推奨する。

〔国際－注意〕 付け加えるならば、オートリコール装置は規則の範囲内で使用することができる。

4. 第1条(a)～(f)の競技会および国内の全天候走路での競技会では、競技者は主催者によって用意されたスターティング・ブロックのみを使用する。

〔国内〕 全天候走路でない競技場における競技会では、競技者は本連盟の規格に合ったもので、かつ許可された場合、個人所有のスターティング・ブロックの使用を認めることもある。

この規則は、以下のように解釈されるべきである：

(a) フレームまたはフットプレートのどの部分もスタートラインに重ならない。

(b) 他への邪魔にならないことを条件に、フレームのみ（フットプレートを含んではならない）が外側のレーンに入り込んでもよい。これは、曲線でスタートする種目で競技者が走り出す角度は最短距離を取るためスターティングブロックは斜めに置かれる傾向があるという、これまでの経験による。

レースのスタート時に、聾者または聴覚障害のある競技者に限り、ライトの使用が許可され、助力とはみなさない。しかし、それを提供可能な技術パートナーが指定されているような競技会でない限り、資金調達および機器の手配、さらにスタートシステムとの接続は、競技者または所属するチームの義務である。

第162条 スタート

1. スタートラインは幅50mmの白いラインで示す。レーンを使用しないレースでのスタートラインは、フィニッシュからの距離がどの競技者も同じになるようにカーブさせる。競走競技にお

けるレーン（含むオーダー）順は、走る方向に向かって左から右へ番号をつける。

〔注意〕 i 場外競技におけるスタートではスタートラインは幅0.3m以内で、スタートエリアのグラウンドと対比してはっきりとした色を用いて表示してよい。

ii 1,500m競走およびその他の種目でスタートラインが曲線の場合、走路と同じ全天候舗装（素材・厚さ）であることを条件として、外側のレーンから外にはみ出して引くことができる。

〔国内〕 スタートラインの延長は本連盟の検定が必要である。

スタート時の手順を効率的に完了し、より大きな競技会において競技者を適切に紹介するためには、競技者は集合時、走る方向に向かって立って立つよう期待される。

2. 下記の注意を例外として、国際競技会におけるスターターは、開催する国や地域の言語、英語またはフランス語で合図しなければならない。

(a) 400mまでの競走（4×200mリレー、第170条1に定義されたメドレーリレー、4×400mリレーを含む）において指示は「On your marks（オン・ユア・マークス：位置について）」「Set（セット：用意）」の言葉を用いる。

(b) 400mを超える競走（4×200mリレー、メドレーリレー、4×400mリレーを除く）においては「On your marks（オン・ユア・マークス：位置について）」の言葉を用いる。

(c) 第162条5を適用して行うレースでは、スターターは、選手が位置についた後でもスタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断しようと考えた場合には、「Stand Up（スタンド・アップ：立って）」の言葉を用いる。

すべての競走は通常スターターが上方に向けて構えた信号器の発射音でスタートしなければならない。

〔注意〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(i)ならびに本連盟が主催、共催する競技会においては、スターターの合図は英語のみとする。

スターターは、決勝審判員や200mまでの種目では風力計測員さらには、関連するタイミングチームの準備ができていることを確認する前にスタート手順を開始してはならない。スタートとフィニッシュ及びタイミングチームとの間の連絡手段は、競技会のレベルによって異なる。規則第1条1(a)から(f)に該当する競技会やその他多くのハイランクの競技会では、常に写真判定とスタートインフォメーションシステム(SIS)を担当する提供会社が存在する。この場合、連絡調整を担当する技術者がいる。その他の競技会では、無線、電話、または旗やライトの点灯などを使用した、さまざまな連絡方法が使われている。

3. 400mまでのレース(4×200mリレー、メドレーリレーそして4×400mリレーの第1走者を含む)において、クラウチングスタートとスターティング・ブロックの使用は必須である。位置について時、競技者はスタートラインおよびその前方のグラウンドに手や足を触れてはならない。「On your marks (位置について)」の合図の後、競技者は自分の割当てられたレーン内のスタートラインの後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックと接触していなければならない。「Set (用意)」の合図で競技者は手とグラウンド、足とスターティング・ブロックのフットプレートとの接触を保ちながら、速やかに最終のスタート体勢に構えなければならない。スターターは、すべての競技者が「Set (用意)」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。

クラウチングスタートによるすべてのレースでは、競技者がスターティングブロックで静止したなら、スターターは速やかにピストルを持った腕を上げ、「セット」と言う。スターターはすべての競技者が静止するのを待ってからピストルを撃つ。

スターターは、特に手動計時で計時員が配置されている時は、腕をあまりにも早く上げてはならない。スターターは、「セット」という合図をするその時になってから腕を上げるよう推奨されている。

「オンユアマークス」と「セット」との間、そして「セット」と号砲との間にかかる時間を決める規則は存在しない。スターターは、全競技者の動

きが正しいスタート姿勢で止まったなら速やかに走らせるべきである。つまり、あるスタートでは、ピストルを非常に早く打つこともあるし、他方、全競技者がスタート姿勢で静止するのを確かなものにするため、長めに待たなくてはならないこともあるということである。

4. 400mを超えるレース（4×200mリレー、メドレーリレーそして4×400mリレーの第1走者を除く）では、すべてのスタートは立位（スタンディング・ポジション）で行われなければならない。「On your marks（位置について）」の指示の後、競技者はスタートラインに近づき、スタートラインの後ろでスタート体勢をとらなければならない（レーンでスタートするレースでは割り当てられたレーンの完全な内側）。競技者は位置についたとき手（片手または両手）がグラウンドに触れてはならず、そして／また足や手（片手または両手）がスタートラインやその前方のグラウンドに触れてはならない。スターターは、すべての競技者が「On your marks（位置について）」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。

5. 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図で、競技者は、一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿勢をとらなければならない。競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再びスタートラインの後方3mのところに整列させなければならない。〔参照 第130条〕

競技者が下記の行為をしたと判断したなら、スターターはスタートを中止しなくてはならない。

(a) 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がった場合（理由の正当性は審判長によって判断される）。

(b) 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図に従わない、あるいは遅れることなく速やかに最終の用意の位置につかなかつたとスターターが判断したとき。

(c) 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者の妨害をしたとき。

この場合、審判長は第125条5ならびに第145条2に従い不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる（同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる）。この際、グリーンカードを示してはならない。

スタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカード（旗）を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

〔国内〕 本連盟主催・共催大会以外の競技会では、主催者が本条項（第162条5）を適用するか否かを定めることができる。

本条項を適用しない場合、当該競技会でのスタート時の不適切行為の取扱い方法を競技注意事項等に明記する。この場合、主催者は(a)(b)(c)の不適切行為を注意にとどめることも、警告対象として2枚のイエローカードの提示を受けた競技者について当該種目のみを失格とし、それ以後のすべての種目から除外しないとすることもできる。

但し、(a)(b)(c)の不適切行為が繰り返し行われたり、悪質なものは第125条5および第145条2を適用する。

スタート規則を、懲戒事項（規則第162条5）および不正スタート（規則第162条7および規則第162条8）に分割することにより、1人の競技者の行為により、同組の他の選手がとばっちりを受け処分されるということがないようにした。この規則の主旨の高潔性を維持するため、スターターと審判長が、規則第162条5の適用、さらには不正スタートの検出に忠実であることは重要である。

スターターが意図的ではないとの見方をし、規則第162条2(c)のみの適用が適切であるとするかもしれないが、意図的か、または例えば緊張に起因し故意かそうでないかにかかわらず起こりうる行為には、規則第162条5が適用されるべきである。

逆に、正当な理由により、競技者がスタートの遅れを要求する権利が

ある場合がある。したがって、スタート審判長は、スタートを取り巻く環境や条件、特にスターターは、スタート準備に集中しており、ヘッドフォーンを着用していることもあるため、気づかないかもしれない要素に注意を払うことが重要である。

このような場合、スターターと審判長は合理的かつ効率的に行動し、意思決定を明確に示す必要がある。適切な方法としては、決定の理由は、そのレースの競技者に知らせるとともに、可能であれば、もしくは願わくば、アナウンサーやテレビチームなどにも通信ネットワークを介して通知する。

イエローカードまたはレッドカードが出された場合、グリーンカードは示してはならない。

不正スタート

6. IAAFが承認したスタート・インフォメーション・システムが用いられているとき、スターターとリコーラーの両者またはそのいずれかが、スタート・インフォメーション・システムが不正スタート（即ち、反応時間が0.100秒未満の場合をいう）の可能性のあることを装置が示した時に発せられる音響をはっきり聞くためにヘッドフォーンを着用しなければならない。

スターターとリコーラーの両者、またはそのいずれかが、音響を聞いた瞬間、すでに出発の信号器が発射されていれば呼び戻し（リコール）しなければならない。そしてスターターはリコールの原因となった競技者を特定するために、ただちにスタート・インフォメーション・システムの反応時間およびその他入手可能な情報を確認しなければならない。

〔注意〕 承認済のスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠は、当該審判長によって正しい決定をするための一つの材料として使用される。

7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター（あるいはリコーラー、第129条6参照）が判断したときは、不正スタートとなる。

〔注意〕 i 結果的にスターティング・ブロックのフットプレートから足が離れようとしていない、あるいは地面から手が離れようとしていない動作は、スタート動作の開始とみなさない。そのような事例は、警告または失格処分の対象になる場合がある。

但し、スターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が静止せずに（動き始めて止まらず、）スタート動作が開始されたと判断したら、不正スタートと判断しなくてはならない。

ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、第162条5の警告または失格処分の対象になる場合がある。

〔注釈〕 Setの後、最終のスタートの姿勢になってから号砲までの間に次の動きを確認した場合、不正スタートとする。

- i) 静止することなく、動いたままスタートした場合。
- ii) 手が地面から、あるいは足がスターティング・ブロックのフットプレートから離れた場合。

競技者が地面またはフットプレートとの接触を失っていない場合、一般的には、不正スタートは課されない。例えば、競技者が腰を上げたあと、手や足が地面やフットプレートとの接触を失うことなく、腰を下げるなら、不正スタートとはみなすべきではない。そのようなケースでは、規則第163条5に基づいて、不適切な行為として競技者に警告をあたえる（もしくは、それまでに警告があった場合は失格とする）理由となる。しかし、ピストル発射前に、手や足を動かしていなくても、何らかの連続的な動きで効果的にスタートしようとする「ローリングスタート」があったとスターター（またはリコーラー）が判断したなら、レースはリコール（呼び戻し）されなくてはならない。リコール（呼び戻し）はスターターやリコーラー

によってなされるが、競技者が動き始めたとき、ピストルを撃って呼び戻すべきと判断できる最良に位置にいるのはスターターである。このケースでは、スタート合図前に競技者が動作を開始したとスターターが確信するなら、不正スタートが課せられるべきである。

注意 (ii) に従って、スターターと審判長は、立ち姿勢からスタートする種目では、規則第162条7の適用は、過剰にならないようにすべきである。このような場合は、通常、2点スタートにより、バランスを崩しやすいのであって、ほとんどが意図せずに発生している。従って過度に不利な処罰を与えるべきではない。

このような動きが偶発的であると考えられた場合、スターターと審判長は、まずはスタートが「不安定」であった考えることを奨励され、規則第162条2(c)に従って対処する。しかし、同じ組で、同じことが繰り返されるなら、スターターおよび/または審判長は、この状況で最も適切な対応として、不正スタートまたは懲戒手続きの適用を考慮することが可能である。

8. 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者はスターターにより失格させられる。

混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後不正スタートした競技者は、すべて失格とする。

[参照 混成競技は第200条8(c)]

[注意] 実際は、1人あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをしたときには、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは、不正スタートをした責任があると判断される競技者だけに警告を与え、あるいは失格させる。従って2人以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。不正スタートがどの競技者の責にも帰すべきものでなければ、警告は与えないでグリーンカード(旗)を競技者全員に見せる。

9. 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。

混成競技除き、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードを挙げる。

混成競技では1回目の不正スタートのとき、不正スタートの責任がある競技者に対しては、黄黒(斜め半分形)旗・カードを挙

げて警告する。同時に、それ以降の不正スタートはすべて失格になることを知らせるために、レースに参加しているすべての競技者に対して1人以上の出発係によって黄黒（斜め半分形）旗・カードを挙げて警告する。

さらに不正スタートが行われた場合、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒（斜め半分形）旗・カードを挙げる。

レーンナンバー標識が使用される場合には、不正スタートの責任を有する競技者にカードが示されたら、レーンナンバー標識にも同様の表示を行う。

斜めに色分けされたカードのサイズはA5で、両面にすることを推奨する。既存の器具を変更する際の不必要な費用を避けるために、レーン表示板の上部に付いている不正スタートの表示は、以前のデザインである（黄黒でなく）黄色と（赤黒でなく）赤色のままでよいことに注意が必要である。

10. スターターもしくはリコーラーが、スタートが公正に行われなかったと判断したときは、信号器の発射で競技者を呼び戻さなければならない。

公正なスタート（フェアスタート）についての言及は、不正スタートのケースにのみ関連しているわけでない。この規則は、スターティング・ブロックが滑ったり、スタート時に1人以上の選手に異物が干渉するなど、他の状況にも適用されると解釈されるべきである。

第163条 レース

1. 少なくとも、1つの曲走路を含むレースでは、走ったり歩いたりする方向は、左手が内側になるようにする。またレーンナンバーは、左手側から順にレーン1とつける。

〔国内〕 直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）で逆走することは認めない。ただし、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合はこの限りではない。